

WAMPERS 里親誓約規約

NPO 法人 WAMPERS

- 当団体の理念を十分理解し、その活動に賛同していくこと
 - 犬を飼育出来るペット可が明示されている建物にお住まいであること
 - 当該犬を家族として終生飼育すること。高齢になった当該犬の介護をする心構えを持ち、毎日の世話を10年以上継続する心構えのあること
 - 「動物の愛護および管理に関する法律」及び「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」、「狂犬病予防」及び各自治体の条例等を守る事
 - 正式譲渡後1ヶ月以内に各自治体に畜犬登録し、毎年狂犬病予防ワクチンを接種すること
 - 畜犬登録後、登録番号を報告すること
 - 当該犬を再譲渡、販売、貸し出し、展示、実験、繁殖などに利用しないこと
 - 飼い主としての責任を自覚し、健康状態、年齢、適性に合った適切な健康管理（予防接種等も含む）、生活環境、食事、運動などを提供すること
 - やむを得ない理由で当該犬を飼育困難になった際には当団体へ連絡すること
 - 当該犬について当団体から現況調査等の依頼がある場合には調査に協力すること
-
- 以上の条件を満たされていても、こちらで不適切と思われる際には当該犬の返還を求める事があり、この場合はいかなる理由があっても応ずること